

木更津税務署からのお知らせ

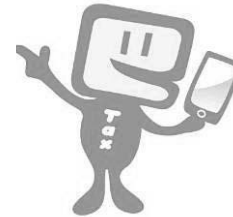
【問合せ先】 〒292-8550 木更津市富士見 2-7-18 Tel 0438 (23) 6161 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者にご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は
スマホからがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間	対象者 ^(注1)
令和6年 2月8日(木) ～ 2月14日(水) (土、日及び祝日を除きます。)	スパークル シティ木更津 4階	木更津市 富士見1-2-1	午前9時～12時 午後1時～4時 ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除1年目（増改築1年目を含む。）の方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、木更津税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 申告書作成会場には、無料の駐車場はありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。

（裏面もご覧ください。）

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	スパークルシティ 木更津4階 ※左記開設期間中、木更津 税務署では申告書の作成・ 相談は行っていません。	木更津市 富士見1-2-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く 締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

お持ちいただくもの

① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

② マイナンバーカード(※)

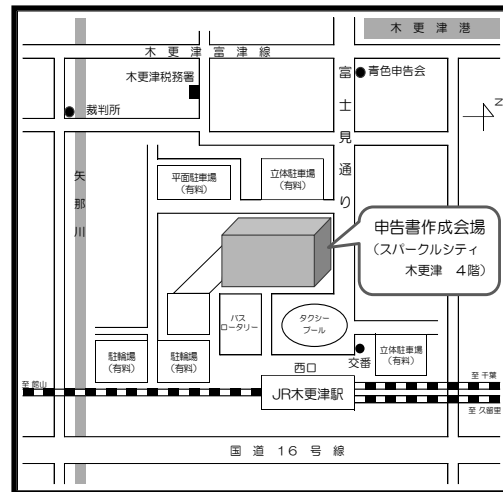
※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。

- ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。

- ・ 運転免許証等の身元確認書類
- ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図



入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の会場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、木更津税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 申告書作成会場には、無料の駐車場はありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

